○国土交通省告示第千十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年三月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2117	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ－ＹＳ	吸入負圧：4.3kPa　排気圧力：33.0kPa	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第千十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年三月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－44Ｒ－040014	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＴＫ04―041	なし	タカタ株式会社　東京都港区六本木一丁目４番５号

○国土交通省告示第千十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年三月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2121	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＭ－３ＴＮＶ86ＣＨＴ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：14.4kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
㊎ＧＳ－2122	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＮ－４ＴＮＶ86ＣＨＴ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：14.8kPa	〃

○国土交通省告示第千十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年四月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2723	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ21－ＩＤＣ－６ＵＺ１ＴＣＨ９	いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＲ77＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＲ77＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＤ77＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＤ77＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＥＸＹ77＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＹ77＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＣＹＺ77＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年四月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｎ－1245	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ5214	いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＤ52＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＺ52＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＥＸＺ52＊＊、いすゞ　ＱＫＧ－ＥＸＹ52＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＥＸＹ52＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊎Ｎ－1246	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ5215	いすゞ　ＱＤＧ－ＣＹＺ52＊＊＊	〃

○国土交通省告示第千十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年四月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－13-ＨＲＥＳＣ－000031	乗用車の制動装置　ＴＭＭＩＮ　ＸＰ17ＩＤ（ＩＤ，Ｖ，Ｄｉ，ＥＳＣ）	ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＮＫＴ、ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＱＫＴ	PT Toyota Motor Manufacturing Indonesia Jl. Laks. Yos Sudarso, Sunter Ⅱ Jakarta 14330, INDONESIA

○国土交通省告示第千十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十八年四月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年九月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2725	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＨＢＤＫＦ－ＶＥＴ－１	ダイハツ　ＨＢＤ－ＬＡ700Ｖ、ダイハツ　ＨＢＤ－ＬＡ710Ｖ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎Ｇ－2726	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＨＢＤＫＦ－ＶＥ４－２	〃	〃